

最優先される安全衛生環境の構築。

安全衛生マネジメントシステム

安全衛生マネジメントシステムは、事業活動に伴う労働災害防止と安全衛生水準の向上を図ることを目的とする、安全衛生管理の仕組み(システム)であり、当社自らが構築して運用しています。

当社の安全衛生マネジメントシステムは、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)に適合し認定されています。

2024年1月1日に安全衛生管理標準の改訂版を発行し、事業活動に伴う労働災害、公衆災害、交通事故の防止と安全衛生水準の向上に努めています。

2024年
安全目標重大災害
0 ゼロ公衆災害
(第三者人身災害)
0 ゼロ

目標達成のための管理指標

●度数率 0.75 以下 (休業1日以上) (統計外含む)

$$\text{度数率} = \frac{\text{休業1日以上の労働災害による死傷者数}}{\text{延べ労働時間}} \times 1,000,000$$

(小数点3位以下は四捨五入)

●災害率 2.00 以下 (不休災害以上) (統計外含む)

$$\text{災害率} = \frac{\text{不休災害以上の労働災害による死傷者数}}{\text{延べ労働時間}} \times 1,000,000$$

(小数点3位以下は四捨五入)

●公衆災害発生件数 前年比 60%減 ●熱中症の重症化根絶

●交通事故発生件数 前年比 60%減 ●環境トラブル ゼロ

工事部門における重点管理項目

重機・車両に関連した災害の防止

- ① 立入禁止措置と重機作業区域への立入禁止措置
- ② 誘導者の配置
- ③ オペレーター、作業員への教育指導(作業手順、KY活動、安全巡視)

第三者災害・架空線等上空施設・地下埋設物損傷事故防止

- ① 第三者人身および物損災害の防止
- ② 上空物等直下の重機作業ルールの遵守
- ③ 公共物近接作業実施要領による指導と事故災害事例の水平展開

熱中症重症化の防止

- ① 熱中症の重症化の根絶

交通事故防止

- ① 社用車運用管理基準の遵守および交通ルールの遵守

安全管理向上のための教育の充実

- ① 安全衛生環境教育の充実
- ② 作業員に対する安全教育の充実

働き方改革と健康障害の防止

- ① 4週8休の実現と時間外労働の削減により社員の健康増進と生産性向上を図る

建築部門における重点管理項目

墜落転落災害の撲滅

- ① 工事検討会(鉄骨工事・足場組立解体工事)の実施と日常点検実施者の任命
- ② 墜落制止用具(フルハーネス型、胴ベルト型)の完全着用および使用の周知・指導の徹底

建設機械などの稼働に関連した災害の防止

- ① クレーンなどの機械使用時の計画の立案とその確実な実施
- ② 重機と作業員の作業エリア完全分離、専任誘導者の配置
- ③ 車両および重機運転手に対するルールの周知と教育

環境に対するトラブルの回避

- ① 着工前の環境的なトラブルの可能性の把握とその排除
- ② 自然環境に起因する環境事故が予想される場合のフォローの実施

安全意識の向上

- ① 工事事務所長および工事担当責任者に対する安全衛生環境教育の充実
- ② 業者選定における安全意識レベル把握と向上のための施策の実施

働き方改革と健康障害の防止

- ① 4週8休の実現および時間外労働の削減
- ② 工事事務所における業務量の低減

製品事業部門における重点管理項目

重機・車両に関連した災害の防止

- ① 重機作業エリアにおいて人と重機を分離する立入禁止措置、重機作業計画による指示を徹底する。また、重機の自動停止装置、人感センサーなどによるダブルセーフティを図る
- ② 場内清掃作業に使用する重機はヘッドガード付きの機種を使用する。狭隘部での作業は人力作業とし、重機作業エリア・人力作業エリア区分を明確にする
- ③ ダンプ車両荷台シート脱着および付着防止剤塗布作業における転落事故防止対策について、場内昇降設備の利用徹底と保護具の着用を運転者、作業員に徹底させる
- ④ 重機・車両の通行ルール、作業手順の看板を場内に掲示し、啓蒙を図るとともに災害を防止する。また、WEBカメラを活用し場内安全監視を行う

工場機械設備災害の撲滅

- ① 機械設備動力可動部には、安全カバーなど設置による挟まれ・巻き込まれ防止措置を徹底する
- ② 繰り返し型災害の防止に向け、機械設備の危険箇所を特定し、危険箇所の巻き込まれ防止カバー、柵などの稼働部への安全対策を図る

- ③ 機械整備、点検および清掃作業では、作業前の電源(ブレーカー)・操作スイッチOFFを徹底する。また、機械整備時の試運転では、機械稼働部に作業員が作業箇所から退避していることを目視で確認する

工場パトロール強化

- ① 本・支社幹部による工場パトロールを強化するとともに、協力会社による外部の視点によるパトロールを充実させる。(WEBカメラによるパトロールを活用する)
- ② 工場長による日々パトロール時では、場内の5S状況、作業員の不安全な行動、法規制に係る不適切な事項など、重点安全ポイントを絞って点検を行う

安全意識向上のための教育の実施

- ① 本・支社幹部は、計画的に社員および協力会社の事業主・職長に対する安全衛生環境教育を実施し、組織と個人両方の安全管理能力の向上を図る
- ② 工場が実施する災害防止協議会時には、過去災害事例を自社工場で協議検討し、類似災害防止に向けた安全意識の徹底を図る
- ③ 社員に対し工場運用に必要な「安全・環境・品質」に係る資格取得を推進する

交通ルールの遵守

- ① 工場が契約するダンプには、最大積載量の表示を行うとともに、工場内に過積載禁止看板を設置し、「過積載防止の見える化」による過積載撲滅を図る(通門管理を徹底する)
- ② 交通事故撲滅のため、安全意識の啓発と道交法などの知識を深めるため、定期的な教育を行う。特に若手社員への運行管理には十分留意する

働き方改革と作業環境の整備

- ① 従業員の出退勤管理の徹底と、4週8休以上の休日取得、残業時間の年720時間以下を徹底する
- ② 作業環境管理区分に該当する作業場において、作業環境の整備、環境測定、保護具着用、作業員の健康診断など安全衛生管理を徹底する(作業手順書にて重点ポイントを明記する)
- ③ 夏場の熱中症予防対策とし、対策備品の整備・活用による作業環境の整備を図る

パトロールの実施

当社では以下のようなパトロールを実施し、事故災害の撲滅に努めています。

社長パトロール

社長によって行われる安全衛生パトロールです。



本社安全環境部によるパトロール

安全週間、年末年始、年度末に合わせて行われるパトロールを含め、本社安全環境部が随時行う工事現場や工場のパトロールです。このパトロールでは安全、環境、品質の一元化の考えに基づき安全だけではなく、当社が認証取得している品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステムの内部監査も兼ねた巡視を行っています。

支社、工事事務所によるパトロール

支社長をはじめとする支社幹部や工事事務所長によってパトロール計画に則り定期的に安全パトロールを実施しています。

事業主パトロール

協力会社の事業主によって毎月2回以上行われる安全パトロールです。



安全衛生優秀表彰

毎年、安全衛生成績の優秀な支社、工事事務所、合材工場に対して安全衛生優秀賞を表彰しています。副賞として表彰された部署の関係者全員に記念品が授与されます。



安全衛生優秀賞表彰式(リモート開催)の様子

協力会社との係わり

協力会社に対する安全衛生教育について

当社は共に仕事する協力会社に対して安全衛生教育を行い、現場の安全管理向上と協力会社のレベルアップを目指しています。



協力会社に対する安全衛生教育の様子



締固め用機械取扱特別教育の様子

協力会社への安全衛生表彰

協力会社への安全衛生表彰は、安全衛生管理や事故災害防止に優秀で良好な安全成績を納めた協力会社に対し、支社協力会総会などで執り行います。



マイスター制度について

当社の施工現場において労働災害防止と品質のさらなる向上を図ることは、喫緊の課題です。そのためには協力会社の優秀な職長を確保することは必要不可欠です。「大成ロテックマイスター職長制度」は、優秀な職長を当社の施工現場に確保すると共に技術・技能を継承するために優良技能者報酬制度として2016年に定めたものです。



マイスター職長に認定された方のヘルメットに貼るステッカー